

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ ～「新型コロナウイルス感染症対応資金」のご案内～

福岡県商工部中小企業振興課 作成(令和2年5月1日時点)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者(個人事業主含む)の皆様に対し、福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」による3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロの資金繰り支援を実施しています。

福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」

融資対象者	市町村から以下のいずれかの認定を受けた方 ①セーフティネット保証4号(売上高▲20%以上) ②セーフティネット保証5号(売上高▲5%以上) ③危機関連保証(売上高▲15%以上)
融資限度額	3,000万円
資金用途	運転・設備資金(借換資金含む)
融資利率	実質無利子 (3年経過後1.3%)
保証料率	0%
担保	無担保
融資期間	10年以内(据置期間5年以内)
保証人	個人は不要 法人は一定要件(①法人・個人の分離、②資産超過)を満たせば不要
申込期間	令和2年5月1日～令和2年12月31日
申込先	指定金融機関、商工会議所・商工会、中央会(組合関係)

融資利率

融資対象者のうち、下記に該当する方については、事後的に利子補給(キャッシュバック)を行い、**3年間実質無利子**となります。

- ・融資対象者①～③のうち売上高▲15%以上の方
- ・融資対象者②のうち、個人事業主

※個人事業主については、事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る。
※融資対象者②のうち上記以外の方については、融資利率1.3%となります。

保証料

融資対象者のうち、下記に該当する方については、**保証料(0.85%)の全額が減免**されます。

- ・融資対象者①～③のうち売上高▲15%以上の方
- ・融資対象者②のうち、個人事業主

※個人事業主については、事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る。
※融資対象者②のうち上記以外の方については、保証料率0.425%(経営者保証免除の場合は0.525%)となります。
※条件変更に係る保証料については減免の対象となりません。

中小企業・小規模事業者の金融相談窓口

<フリーダイヤル経営相談窓口>

コロナ いなく(なれ)
☎0120-567-179(通話無料)
9時から17時(土日・祝日も対応)

※掲載している情報は、今後変更となる可能性があります。
最新の情報・詳細については県のHPをご覧ください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html>



<経営・資金繰り支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部中小企業振興課	TEL 092-643-3424
福岡中小企業振興事務所	TEL 092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	TEL 0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	TEL 093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	TEL 0948-22-3561
(公財)福岡県中小企業振興センター	TEL 092-622-5432

<海外ビジネス支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部新事業支援課	TEL 092-643-3430
福岡アジアビジネスセンター	TEL 092-710-6195



中小企業の事業継続を支援します

～新型コロナウイルス感染症によって影響を受けている事業者の皆さまを支援します～

飲食店によるデリバリーやテイクアウトなど、新たな取組みを支援

「福岡県新型コロナウイルス感染症緊急対策中小企業経営革新実行支援補助金」

＜対象者＞ 福岡県内の中小企業者で、経営革新計画の承認を受けていること
直近月の売上が前年同期比で15%以上減少していること

＜補助額＞ 上限50万円/件

＜補助率＞ 3/4

＜採択予定件数＞ 200件程度 ※申請額合計が予算額に達した時点で受付終了

＜詳細について＞ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keieikakushin-jikkoushien.html>

HPは5月7日(木)
9時公開予定です



各種補助金の補助率を引き上げるなどにより事業者の負担を軽減

対象【県】補助金 ～補助率をかさ上げします～

「福岡県移動スーパー参入促進補助金」
「IoTシステム開発補助金」
「中小企業生産性向上設備導入支援補助金」 等

左記補助金についての詳細は、本チラシ下部記載の事業者向け施策一覧でご確認ください。

対象【国】補助金 ～国補助金に上乗せ補助します～

① 「ものづくり補助金」(特別枠)

県内の中小企業が行う、革新的なサービス開発・試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

＜詳細について＞

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisanseikakumei-setsubidounyuu.html>



② 「持続化補助金」(コロナ特別対応型)

県内の小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。

＜詳細について＞

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jizokuka-covid19.html>



③ 「IT導入補助金」(特別枠)

県内の中小企業等が行う、従業員がテレワークを実践できるような環境を整備するためのIT投資を支援します。

＜詳細について＞

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/telework-covid19.html>



＜お問い合わせ先＞

- ① 福岡県商工部中小企業技術振興課 技術支援係
電話 092-643-3433
FAX 092-643-3436
- ②③ 福岡県商工部中小企業振興課 経営支援係
電話 092-643-3425
FAX 092-643-3427

中小企業診断士等の専門家を無料で派遣

資金繰りや雇用維持など、中小企業者が抱える種々の課題を解決するために、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等専門家を派遣します。

＜詳細について＞

下記ホームページにて決まり次第お知らせします。

<https://fukuoka-senmonka.jimdofree.com/>



＜お問い合わせ先＞

福岡県商工部中小企業振興課 経営支援係 電話 092-643-3425
福岡県中小企業振興センター企画調整課 電話 092-622-5432



よくある質問(FAQ)と事業者向け県施策一覧

① 事業者の皆さま向け「新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問(FAQ)」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/faq-j.html>

② 事業者向け施策一覧

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-business.html>

